

兵庫民商の国保改善運動と集団減免申請

2026.4.25

報告者 兵庫民商 平松

1. 国保が営業と暮らしに与える影響と情勢

- **重すぎる国保料負担**：物価高やインボイス制度、社会保険料の負担増により、中小業者の負担は深刻です。神戸市では「所得 300 万円・4 人家族」のモデル世帯で国保料が 62 万円にも達し、「払いたくても払えない」という相談が多数寄せられています。

モデル世帯内訳				
1人目 世帯主50歳 2人目 配偶者48歳 3人目 18歳 4人目 16歳				
所得300万円				
家族数	1人	2人	3人	4人
所得税	152500	102500	80000	60000
市県民税	263200	226200	186200	156200
事業税	5000	5000	5000	5000
国保	483790	539950	584600	627230
負担計	904490	873650	855800	848430
負担率	30.1%	29.1%	28.5%	28.3%

- **窓口対応の冷酷化**：2024 年 12 月の紙の保険証・短期証廃止。窓口での減免制度の説明不足や生活実態の聞き取り不足が顕著。
- **国保の広域化影響**：国保の広域化により、令和 9 年度（2027 年）には市町村独自の減免制度が廃止される方向が打ち出されており、減免制度の継続が命綱となっています。

2. 神戸市の国保料の仕組みと「減免」の基準

国保料は「所得割額・均等割額・平等割額」の 3 つで構成されており、状況によって安くなる部分が異なります。

- **申請減免（所得激減世帯向け）**：
 - **対象**：1 カ月あたりの所得見込み額（実収月額）が 24 万 5 千円以下で、前年所得と比べて半分以下（0.5 以下）に激減した世帯。
 - **安くなる部分**：保険料の「所得割額」のみ。減少率に応じて 3 割（50%免除）～最大 7 割が減額されます。

前年所得との対比率（実収月額÷前年所得）	減免率
0.3 以下	7 割
0.3 を超え、0.4 以下	6 割
0.4 を超え、0.5 以下	5 割

- **低所得世帯向け減免：**
 - **安くなる部分：**一定の実収月額以下の世帯に対し、「均等割額」と「平等割額」の1.5割～最大5割が減免されます。

所得金額の区分	保険料区分	被保険者均等割額	世帯別平等割額
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下		5割	5割
43万円+被保険者及び特定同一世帯所属者数×30.5万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下		3割	3割
43万円+被保険者及び特定同一世帯所属者数×56万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下		1.5割	1.5割

- **【重要】実収月額（収入見込み）の計算特例：**原則は申請前の直近3カ月平均ですが、事業所得のような不定期収入の場合は「6カ月～1年の平均」で計算する。民商では1月からの累計を使って申請しています。

3. 兵庫民商の申請実績と「同行の力」

1990年から**35年間**、のべ約**4,000件**の集団での申請を行い、毎年減免が認められないのはほんの数件のみという実績。

直近の申請数：2022年 215件、2023年 24件、2024年 30件、2025年 30件。

毎年7月～8月にかけて15か所～20か所で減免申請会を開催し、減免の申請書作成やその時々の税や社会保険料の取られ方・使われ方を話し合い。9月に集団減免申請を兵庫区役所窓口へ提出(神戸市全区分)。

- **税務調査で国保が跳ね上がった時の救済策（※実践事例）**
 - 修正申告で国保料が年間50万～70万円に急増しても、消費税などの税金支払いを「支出」として収支状況に添付すれば、多い人で**30万～50万円の減額**を実現しています。
- **「見込み申請」の強み（※実践事例）**
 - 翌年に実際の所得が見込みを超えても、原則として**1回目は減免額を戻されません**。
 - 2回目以降も、兵庫民商からの申請であれば国保課から事前に世帯の事情確認の相談が入り、所得減少が見込まれる場合は**減免が適用**されています。
- **一人で窓口に行くか、民商と行くかの違い（※実践事例）**
 - **個人で行く場合：**年明けの確定申告まで減免は適用されず、それまで高い保険料のまま分納を強いられます。

- **民商と行く場合**：早ければ申請月の「翌月」または「翌々月」からすぐに数十万円の減免が適用されます。

4. その他の活用できる制度（使わせない行政の実態）

- **医療費一部負担金減免（国保法 44 条）**：大きな病気の際の窓口負担減免。行政は生活保護を勧めがちで活用されていません。
- **一時払い困難な場合の申出書**：滞納があっても緊急医療が必要な場合に国保証が交付されますが、窓口用紙が置かれていないこともあります。
- **換価猶予申請**：国保料急増時の支払い猶予。神戸市の活用件数は毎年 0～1 件で実質機能していません。税務調査の時などに活用できる。

5. 今後の展望：民商の役割と仲間づくり

- 制度は複雑であり、一人で市役所の窓口に行っても冷たくあしらわれ、制度を使わせてもらえないのが現実です。
- 民商の中で会員同士の相談内容を共有し、制度を学び、集団で行政と交渉すること（民商の役割）で初めて、営業と命を守ることができます。
- 周りで国保が高くて困っている業者がいれば、一人で悩まず、ぜひ民商にご紹介ください。